

木造家屋建築工事における手工具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

| 2017 年 発生 月 | 時間 | 死傷災害発生事例 | 年 齢 | 労 働 者 規 模 |
|----------------------|-----------|---|--------|-----------------------|
| 1 | 11~ 12 | 1階外壁にて、サッシ下端のレベル墨を出している時、墨つぼ端部のカルコが、端部カルコをコンパネに刺し墨つぼを引っ張ったところ、カルコがパネルから抜けて顔面に向かって飛んできて、目に当たり眼球損傷した。 | 27 | 1 ~ 9 |
| 1 | 16~ 17 | 会社内資材置場にて片付け作業中、固定されている足場板を分解するために常時ハンマーを使用する。その際に保護手袋を着用していたが、誤って左手親指を強打した。 | 20 | — |
| 1 | 15~ 16 | 建築現場にて、右手に釘打ち銃（釘の大きさL75）を持ち、間柱に釘を打つ作業をしていた。間柱の上部を終え、下部の作業をするためにしゃがんだところ、手に持っていた釘打ち銃で誤って左足を打った。 | 26 | — |
| 1 | 14~ 15 | 宿舎のガレージに於いて、屋根防水工事に使用する材料の梱包をカッターナイフで開封中に手が滑らせた際、左手親指の付け根に刃が触れ切創した。 | 56 | — |
| 1 | 9~ 10 | 建築中の部屋の壁に石膏ボードを貼る作業中、ボードの面を取るためカッターナイフを使用していて、ボードが小さかったので滑り、左手親指を切ってしまった。 | 65 | 1 ~ 9 |
| 2 | 11~12 | 新築工事現場において軒天を施行中、手のこぎりで野縁を切断していた際、誤って刃が左手人差し指の付け根に当たり、負傷した。 | 58 | — |
| 2 | 16~17 | 園庭で枕木を設置中、枕木を支えていた手に他作業員が、セットハンマーを誤って振り落とし左手人差し指に当たり骨折した。 | 56 | — |
| 3 | 16~17 | 工事現場に於いて内装大工工事中、誤って左中指先端を金槌で打ちつけた。 | 36 | 1 ~ |

| | | | | |
|---|-------|--|----|---------------|
| | | | | 9 |
| 3 | 8~9 | 木造の新築工事現場で階段取付造作作業中、ノミで溝堀をしている時に不注意でノミが左手親指をついてしまった。 | 34 | 30 ~ 49 |
| 3 | 14~15 | 新築工事現場にて、外構基礎工事のさし筋作業中、誤って石頭ハンマーで左手小指下あたりを打ち負傷した。 | 63 | 10 ~ 29 |
| 4 | 9~10 | 境内にある建物のリフォーム工事中、窓サッシを取り替えるため、専用のカッターを使って古いシーリングを外す作業をしていた。左手で押さえながらシーリングを外していたところ、勢い余ってカッターで左手中指を切創し、第二関節の神経が切れてしまった。 | 21 | 1 ~ 9 |
| 4 | 11~12 | 新築工事現場で、天井に張ってある断熱材のビニールをカッターで切っていたところ、カッターの刃が折れて左目に飛んで来て刺さり、左目を負傷した。 | 54 | 1 ~ 9 |
| 5 | 16~17 | 個人住宅新築工事現場にて、当社大工職員が材料（断熱ボード）を運搬後、床に置こうとした時に腰袋が当たってその拍子に腰袋に入れていたノミ（幅3cm）が腰袋から突き出して右腿に刺さり、幅5cm・深さ1cm位の傷を負った。 | 24 | 30 ~ 49 |
| 5 | 14~15 | 個人宅リフォーム工事で外壁の下地工事中に、水糸を自分で張るため木にカルコをさし、水糸をピンと張ったと同時にカルコが外れて飛んで来て、右目に当たってしまった。 | 32 | 1 ~ 9 |
| 5 | 9~10 | 作業場で木材組立て作業中に中間がハンマーをおろした時、ハンマーで手を叩いてしまった。 | 37 | 1 ~ 9 |
| 5 | 15~16 | 一般住宅建築作業現場内において内壁用の壁材を取り付ける際、専用の電動工具を持つ左手が滑り、誤ってビスを刺してしまった。 | 17 | 10 ~ 29 |
| | | 木造家屋解体現場で、足場パイプ打ち込み工事中に、単管を大ハンマーで二人で打 | | 1 |

| | | | |
|---|-----------|--|---------------------|
| 6 | 11~ 12 | ち込む作業をしていた時に、保持していた者がストップの声をかけて一度向きを調整しようとして、指をパイプの上に掛けてしまい、打ち手も既に打ち込みのために振りかぶっていたため止めることができず、指を直撃してしまい負傷した。 | 50 ~ 9 |
| 6 | 11~ 12 | ユニットバスの解体作業時に、ユニットバスの壁材のタイルで右手首を負傷した。 | 49 ~ 9 |
| 6 | 14~ 15 | 改築工事において木材加工時、手鋸により、左親指から人差し指にかけて長さ5cm、深さ1cmの切創を負うことにより、筋部まで負傷した。 | 63 ~ 9 |
| 7 | 16~17 | 住宅リフォーム工事中に、和室入口の額縁を取り外す作業をしていて、他の壁を傷つけない様にバールではなく、ノミを使っていた。左手にノミを持ち、力を入れた時すべて右手の指にあたり、右手親指つけ根を裂傷した。 | 31 ~ 9 |
| 7 | 15~16 | フロア張り作業中誤って自分の左人差し指を玄翁で叩いてしまった。翌日朝、痛みが増してきた。骨折により1週間の自宅療養。 | 50 23 ~ 99 |
| 7 | 10~11 | 新築工事の棟上げ準備中に、棟上げの木を組んでいる際、定位置に納まったと思っ た木が浮き、危ないと思った被災労働者が手で補助したところを、他作業員の打っ た掛矢が右手にあたり、損傷。 | 26 — |
| 7 | 15~ 16 | 基礎工事作業中、型枠を組み、コンクリート打設後に、雨対策のためビニールで型 枠の上を養生（上にかぶせる）を2人でしていたとき、被災者はビニールを押さえて いた。相手がカッターでビニールを切るときにタイミングが合わず、指に当たり負 傷した。 | 34 ~ 9 |
| 7 | 19~ 20 | 倉庫内片付け中、足に工具を倒して怪我をした。（骨折） | 10 38 ~ 29 |
| 7 | 13~ 14 | 屋根工事現場にて、下地修理の工程で垂木に添える木材を道具を使って加工中、手 を滑らせて刃先が右手甲にあたり、切り込んで負傷した。すぐに病院へ行き処置 | 1 32 ~ |

| | | | | |
|----|-----------|--|----|-------------|
| | | し、右手伸筋腱断裂と診断された。 | | 9 |
| 7 | 16~ 17 | 住宅解体現場で、コンクリート製布基礎の解体作業を人力で行っていた。大ハンマーを振り下ろした際、勢いのあまりバランスを崩し、ハンマーを握っている左手人差し指第1関節上部を、布基礎立ち上がり角に誤って打ちつけ負傷した。 | 75 | 1 ~ 9 |
| 7 | 10~ 11 | 作業場にて、借家改修工事の屋根材の下地に使うフェルトをカッターで切る作業をしていたとき、左手で定規を押さえていたが、力が入りすぎたためか左手が定規からずれ、カッターの刃が左手親指付近に接触し裂傷を負った。 | 24 | 1 ~ 9 |
| 7 | 15~ 16 | 外構工事にて、鎌で庭木の伐採作業をしていたところ、誤って鎌が左手人差し指に当たり負傷した。 | 21 | 1 ~ 9 |
| 9 | 8~9 | 立木伐採工事にて、左ききの為左手で手のこを持ち、右手に持った枝を切っている時、誤って右手親指つけ根に手のこがあたり負傷した。 | 59 | 1 ~ 9 |
| 9 | 14~ 15 | 新築工事現場にて、2階梁に金具を取り付け、ハシゴを下りてきたところ高圧の釘打ち機が土台の上に置いてあり、釘打ち機の先端部分（釘の出る部分）に足が触れ釘が発射されて右足に刺さり負傷した。 | 69 | 1 ~ 9 |
| 9 | 14~ 15 | センター内、モデルハウス新築工事現場にて基礎工事中、基礎の型枠を組んだ際、膝でコンパネを押さえながらカナヅチで釘を打っていたところ、空振り、拳丸部を打ってしまった。 | 41 | 1 ~ 9 |
| 10 | 8~9 | 一戸建新築工事現場において、車庫内で養生に使用するための厚さ2.5mmのベニヤ板を長さ17cmのカッターで切断していたところ、勢い余って定規に使用していた板がズレて押さええていた左手の親指にカッターの刃が触れ負傷したもの。 | 23 | 1 ~ 9 |
| 10 | 16~ 17 | 木造2階建ての工事現場で、2階屋根下地のコンパネ（1800cm×900cm×12）釘止め作業中、自動エアードリルで、野地板を右から左に打ってきて、左足の安全靴の上（靴の先から7~8cm位のところ靴の補強金物より、2cm位入った位置）に誤って釘を打ち込んで負傷した。 | 30 | 1 ~ 9 |
| | 11~ | 現場で床タルキに釘を打っていた時、手が滑って打ち損じて、左手の親指に金槌が | | 1 |

| | | | | |
|----|-----------|--|----|--------|
| 10 | 12 | あたり内出血した。 | 32 | ～ 9 |
| 11 | 14～ 15 | 建物内部の改修工事現場において、壁の仕上げ材、石膏ボードを作業員がバールにて撤去している時、被災者が撤去した石膏ボードを片付けようと作業員の足元に近付いた。声を掛けずに近付いた為、被災者が足元にいるのに気付かず、作業員がバールを引いた際、被災者の左眼に当たり負傷した。 | 19 | ～ 9 |
| 11 | 11～ 12 | ケースエリアにおいて、パレット奥に積まれたダンボール入り商品を持ち上げ、通路反対側のベルトコンベアに投入しようとした際、腰部を捻り負傷してしまった。 | 49 | ～ 9 |

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html